

平成24年度和歌山県一般会計予算及び各特別
会計予算

和 歌 山 県

目 次

平成24年度和歌山県一般会計予算	-----	1
平成24年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算	-----	19
平成24年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算	-----	23
平成24年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算	-----	27
平成24年度和歌山県修学奨励金特別会計予算	-----	31
平成24年度和歌山県職員住宅特別会計予算	-----	35
平成24年度和歌山県営競輪事業特別会計予算	-----	39
平成24年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算	-----	43
平成24年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算	-----	47
平成24年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算	-----	53
平成24年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算	-----	57
平成24年度和歌山県用地取得事業特別会計予算	-----	61
平成24年度和歌山県公債管理特別会計予算	-----	65
平成24年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算	-----	69
平成24年度和歌山県工業用水道事業会計予算	-----	73
平成24年度和歌山県土地造成事業会計予算	-----	75

平成24年度和歌山県一般会計予算

平成24年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ574,755,459千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 県	税	80,083,000 ^{千円}
	1 県 民 税	32,545,000
	2 事 業 税	12,468,000
	3 地 方 消 費 税	12,556,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,837,000
	5 県 た ば こ 税	2,131,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	449,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,555,000
	8 軽 油 引 取 税	5,113,000
	9 自 動 車 税	11,391,000
	10 鉱 区 税	200
	11 狩 猟 税	37,700
	12 旧 法 に よ る 税	100
2 地方消費税清算金		16,635,000
	1 地方消費税清算金	16,635,000
3 地方譲与税		13,830,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	11,606,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,099,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	122,000
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	3,000
4 地方特例交付金		326,079
	1 地 方 特 例 交 付 金	326,079
5 地方交付税		164,200,000
	1 地 方 交 付 税	164,200,000
6 交通安全対策特別交付金		317,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	317,000
7 分担金及び負担金		1,550,247
	1 分 担 金	2,638
	2 負 担 金	1,547,609

款	項	金額
8 使用料及び手数料		3,940,533 ^{千円}
	1 使用料	2,278,350
	2 手数料	1,662,183
9 国庫支出金		76,975,945
	1 国庫負担金	38,217,854
	2 国庫補助金	38,064,104
	3 委託金	693,987
10 財産収入		957,100
	1 財産運用収入	521,110
	2 財産売却収入	435,990
11 寄附金		63,591
	1 寄附金	63,591
12 繰入金		19,594,035
	1 特別会計繰入金	690,357
	2 基金繰入金	18,903,678
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		100,205,228
	1 延滞金、加算金及び過料等	346,568
	2 県預金利子	1,456
	3 貸付金元利収入	94,158,204
	4 収益事業収入	3,488,573
	5 受託事業収入	643,473
	6 利子割精算金収入	1,393
	7 雑収入	1,565,561
15 県債		96,077,700
	1 県債	96,077,700
歳入合計		574,755,459

(歳出)		
款	項	金額
1 議会費		1,237,589 ^{千円}
	1 議会費	1,237,589
2 総務費		27,832,578
	1 総務管理費	13,632,989
	2 企画費	6,037,240
	3 徴税費	3,792,696
	4 市町村振興費	985,944
	5 選挙費	73,707
	6 防災費	2,050,611
	7 統計調査費	311,347
	8 人事委員会費	127,583
	9 監査委員費	188,029
	10 青少年女性政策費	507,665
	11 自然保護費	124,767
3 民生費		67,852,575
	1 社会福祉費	53,189,843
	2 児童福祉費	10,711,283
	3 生活保護費	3,900,529
	4 災害救助費	50,920
4 衛生費		12,569,831
	1 公衆衛生費	3,759,946
	2 環境衛生費	377,492
	3 保健所費	1,441,397
	4 医薬費	5,850,206
	5 環境対策費	1,140,790
5 労働費		3,566,143
	1 労働政費	2,702,642
	2 職業訓練費	757,546
	3 労働委員会費	105,955
6 農林水産業費		24,686,402
	1 農業費	5,313,101

款	項	金額
	2 畜 産 業 費	367,655
	3 農 地 費	6,536,647
	4 林 業 費	7,097,839
	5 水 産 業 費	3,751,268
	6 試 験 研 究 費	1,619,892
7 商 工 費		98,396,565
	1 商 業 費	93,507,681
	2 工 鉱 業 費	4,189,951
	3 観 光 費	698,933
8 土 木 費		90,468,152
	1 土 木 管 理 費	3,655,319
	2 道 路 橋 り よ う 費	42,057,259
	3 河 川 海 岸 費	19,386,323
	4 港 湾 費	6,417,453
	5 都 市 計 画 費	17,643,777
	6 住 宅 費	1,308,021
9 警 察 費		28,916,594
	1 警 察 管 理 費	26,374,273
	2 警 察 活 動 費	2,542,321
10 教 育 費		110,611,615
	1 教 育 総 務 費	18,673,947
	2 小 学 校 費	33,103,212
	3 中 学 校 費	19,428,456
	4 高 等 学 校 費	21,390,686
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,782,226
	6 社 会 教 育 費	1,943,038
	7 保 健 体 育 費	1,606,186
	8 大 学 費	4,683,864
11 災 害 復 旧 費		12,800,781
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	4,136,530
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,588,166
	3 社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	76,085

款	項	金額
12 公 債 費		72,585,709 ^{千円}
	1 公 債 費	72,585,709
13 諸 支 出 金		23,030,925
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,328,000
	2 利 子 割 交 付 金	526,788
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	8,392,000
	4 ゴルフ場利用税交付金	314,300
	5 自動車取得税交付金	1,034,075
	6 利 子 割 精 算 金	1,548
	7 配 当 割 交 付 金	366,498
	8 株式等譲渡所得割交付金	67,716
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	574,755,459

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成24年度予算編成支援システム 開発・運用業務	自 平成25年度 至 平成30年度	(6年)	71,630
2 平成24年度自動車税納税通知書等 封入封かん委託	自 平成24年度 至 平成25年度	(2年)	6,876
3 平成24年度住民基本台帳ネットワ ークシステム運用管理支援業務委 託	自 平成24年度 至 平成26年度	(3年)	11,550
4 平成24年度住民基本台帳ネットワ ークシステム通信機器賃借料	自 平成24年度 至 平成29年度	(6年)	49,796
5 平成24年度住民基本台帳ネットワ ークシステム24時間ネットワー ク監視委託	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	33,201
6 平成24年度東牟婁総合庁舎リニュー ーアル	平成25年度	(1年)	215,434
7 平成24年度総合防災情報システム 運営	自 平成25年度 至 平成26年度	(2年)	327,154
8 平成24年度災害時緊急支援(移動 県庁)整備	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	17,047
9 平成24年度消防学校整備	平成25年度	(1年)	147,488
10 平成24年度電子申請システム運用	自 平成25年度 至 平成28年度	(4年)	14,700
11 平成24年度コンピュータ運営電子 計算組織運用管理業務	自 平成24年度 至 平成26年度	(3年)	45,150
12 平成24年度コンピュータ運営共用 端末等賃借料	自 平成24年度 至 平成29年度	(6年)	294,440
13 平成24年度情報交流センターBi g・U駐車場整備	平成25年度	(1年)	25,821
14 平成24年度行政事務用パソコン賃 貸借	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	180,238
15 平成24年度紀南児童相談所改築整 備	平成25年度	(1年)	151,466
16 平成24年度県営ため池等整備(寺 谷池地区)工事	平成25年度	(1年)	46,500

事 項	期 間	限 度 額
17 平成24年度県営ため池等整備（菖蒲谷池地区）工事	平成25年度（1年）	41,562 <small>千円</small>
18 平成24年度県営ため池等整備（鴻の池地区）工事	平成25年度（1年）	70,491
19 平成24年度県営ため池等整備（奥山池地区）工事	平成25年度（1年）	49,400
20 平成24年度財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から全国農地保有合理化協会及び県信連が補償の履行を指定した日まで	全国農地保有合理化協会及び県信連からの150,000千円を限度額とする融資のうち弁済できなかった元利金額（延滞金及び違約金を含む）
21 平成24年度農業経営負担軽減支援資金融資	自 平成24年度 至 平成40年度（17年）	融資総額100,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
22 平成24年度農業近代化資金利子補給	自 平成24年度 至 平成45年度（22年）	融資総額1,800,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
23 平成24年度生活営農資金融資利子補給	自 平成24年度 至 平成40年度（17年）	融資総額900,000千円を限度として年1.6%以内で計算した額
24 平成24年度農業経営基盤強化資金利子補給	自 平成24年度 至 平成31年度（8年）	融資総額500,000千円を限度として年0.140%以内で計算した額
25 平成24年度漁業金融制度資金利子補給	自 平成24年度 至 平成44年度（21年）	融資総額600,000千円を限度として年1.425%以内で計算した額
26 平成24年度一般農道鳥屋城2期地区（仮称1号橋橋梁下部工）整備工事	平成25年度（1年）	80,000
27 平成24年度中小企業短期決済資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成27年度（4年）	融資総額2,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
28 平成24年度中小企業経営支援資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成38年度（15年）	融資総額30,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
29 平成24年度中小企業小企業応援資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成38年度（15年）	融資総額3,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額
30 平成24年度中小企業新規開業資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成38年度（15年）	融資総額2,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利金の30%の2分の1以内で計算した額

事 項	期 間	限 度 額
31 平成24年度中小企業資金繰り安定 資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成38年度 (15年)	融資総額40,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額 ^{千円}
32 平成24年度中小企業成長サポート 資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成38年度 (15年)	融資総額3,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の2分の1以内で計 算した額
33 平成24年度中小企業災害復旧対策 資金融資損失補償	自 平成24年度 至 平成38年度 (15年)	融資総額3,000,000千円を限度とし て和歌山県信用保証協会が代位弁済 した元利金の30%の4分の3以内で計 算した額
34 平成24年度県道と歌山野上線道路 保全(無電柱化)工事	平成25年度 (1年)	100,000
35 平成24年度県道新和歌浦梅原線道 路保全(無電柱化)工事	平成25年度 (1年)	150,000
36 平成24年度県道文里湊線道路保全 (無電柱化)工事	平成25年度 (1年)	80,000
37 平成24年度国道311号道路保全 (明光橋橋梁耐震補強)工事	平成25年度 (1年)	75,000
38 平成24年度国道311号道路保全 (巡礼橋橋梁耐震補強)工事	平成25年度 (1年)	120,000
39 平成24年度国道168号日足道路 (仮称日足高架橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	500,000
40 平成24年度国道168号日足道路 (函渠工及び路側工)道路改良工 事	平成25年度 (1年)	150,000
41 平成24年度国道169号宮井橋 (仮称宮井橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	250,000
42 平成24年度国道370号小西工区 (仮称新大門橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	350,000
43 平成24年度国道371号橋本パイ パス(仮称横谷川橋)道路改良工 事	平成25年度 (1年)	200,000
44 平成24年度国道371号橋本パイ パス(切土法面工及び擁壁工)道 路改良工事	平成25年度 (1年)	900,000
45 平成24年度国道371号橋本パイ パス(仮称橋谷川橋)道路改良工 事	平成25年度 (1年)	650,000
46 平成24年度国道371号龍神殿原 工区(仮称宮の谷4号橋)道路改 良工事	平成25年度 (1年)	100,000

事 項	期 間	限 度 額
47 平成24年度国道371号龍神殿原工区(仮称官の谷5号橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	150,000 ^{千円}
48 平成24年度国道424号西ヶ峯～上谷拡幅(路側工)道路改良工事	平成25年度 (1年)	100,000
49 平成24年度国道424号清川工区(仮称清川1号橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	150,000
50 平成24年度国道424号清川工区(仮称清川トンネル)道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度 (2年)	800,000
51 平成24年度国道425号切目川バイパス(路側工)道路改良工事	平成25年度 (1年)	100,000
52 平成24年度国道480号花坂～大門拡幅(切土法面工及び路側工)道路改良工事	平成25年度 (1年)	900,000
53 平成24年度国道480号高野山道路(仮称3号トンネル)道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度 (2年)	2,200,000
54 平成24年度国道480号高野山道路(仮称4号トンネル)道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度 (2年)	900,000
55 平成24年度国道480号高野山道路(仮称1号橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	350,000
56 平成24年度国道480号高野山道路(仮称2号橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	300,000
57 平成24年度国道480号高野山道路(仮称4号橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	100,000
58 平成24年度国道480号押手拡幅(仮称板尾トンネル)道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度 (2年)	500,000
59 平成24年度県道橋本五條線(仮称糸の懸橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	100,000
60 平成24年度県道岩出野上線(仮称新諸井橋下部工)道路改良工事	平成25年度 (1年)	70,000
61 平成24年度県道和歌山橋本線(仮称新遠方橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	200,000
62 平成24年度県道垣内貴志川線(愛宕橋)道路改良工事	平成25年度 (1年)	170,000
63 平成24年度県道泉佐野岩出線(岩出橋下部工)道路改良工事	平成25年度 (1年)	40,000

事 項	期 間	限 度 額
64 平成24年度県道秋月海南線（橋梁下部工）道路改良工事	平成25年度（1年）	200,000 ^{千円}
65 平成24年度県道海南金屋線（仮称3号橋）道路改良工事	平成25年度（1年）	130,000
66 平成24年度県道吉備金屋線（NEXC O跨道橋）道路改良工事	平成25年度（1年）	165,000
67 平成24年度県道日高港線（西川大橋）道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度（2年）	450,000
68 平成24年度県道白浜温泉線（仮称富田橋高架橋（JR委託分））道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度（2年）	400,000
69 平成24年度県道白浜温泉線（仮称新富田橋）道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度（2年）	1,300,000
70 平成24年度県道白浜温泉線（仮称富田高架橋上部工）道路改良工事	平成25年度（1年）	250,000
71 平成24年度県道白浜温泉線（仮称権現平トンネル）道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度（2年）	1,400,000
72 平成24年度県道白浜温泉線（仮称1号橋）道路改良工事	自 平成25年度 至 平成26年度（2年）	390,000
73 平成24年度県道市鹿野鮎川線（仮称内ノ井3号橋）半島振興道路整備工事	平成25年度（1年）	250,000
74 平成24年度県道那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事	自 平成25年度 至 平成27年度（3年）	2,200,000
75 平成24年度県道上富田すさみ線（仮称江住2号橋上部工）道路改良工事	平成25年度（1年）	100,000
76 平成24年度県道すさみ古座線（すさみ西IC）道路改良工事	自 平成25年度 至 平成27年度（3年）	300,000
77 平成24年度都市計画道路西脇山口線道路改良工事	平成25年度（1年）	99,000
78 平成24年度国道480号高野山道路（切土法面工及び路側工（西側工区））道路改良工事	平成25年度（1年）	500,000
79 平成24年度国道480号高野山道路（切土法面工及び路側工（東側工区））道路改良工事	平成25年度（1年）	700,000

事 項	期 間	限 度	額
80 平成24年度県道白浜温泉線(国道42号交差点)道路改良工事	自 平成25年度 至 平成27年度	(3年)	110,000
81 平成24年度国道371号橋本バイパス(仮称橋谷川橋上部工)道路改良工事	平成24年度	(1年)	300,000
82 平成24年度切目川河川総合開発防災・照明設備工事(2号トンネル)	平成25年度	(1年)	90,000
83 平成24年度広川ダム堰堤改良(ダム管理用操作制御処理設備更新)工事	平成25年度	(1年)	179,000
84 平成24年度烏子川河川整備	平成25年度	(1年)	30,000
85 平成24年度下川堤防改修	平成25年度	(1年)	30,000
86 平成24年度七瀬川河川整備	平成25年度	(1年)	200,000
87 平成24年度県道田辺龍神線災害関連工事	平成25年度	(1年)	15,000
88 平成24年度国道424号災害関連工事	平成25年度	(1年)	140,000
89 平成24年度切目川災害関連工事	平成25年度	(1年)	50,000
90 平成24年度那智川(JR那智川橋梁(JR委託分))災害関連工事	自 平成25年度 至 平成27年度	(3年)	2,700,000
91 平成24年度切目川河川総合開発付替町道工事	平成25年度	(1年)	150,000
92 平成24年度南紀白浜空港警備業務	自 平成24年度 至 平成25年度	(2年)	38,112
93 平成24年度紀州ネット端末等リース	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	142,120
94 平成24年度交通警察事務委託	自 平成24年度 至 平成25年度	(2年)	95,322
95 平成24年度運転免許関係講習業務	自 平成24年度 至 平成25年度	(2年)	121,949
96 平成24年度指紋情報管理システムリース	自 平成25年度 至 平成30年度	(6年)	261,194

事 項	期 間	限 度	額
97 平成24年度捜査支援システムリース	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	千円 39,207
98 平成24年度暴力団情報管理システムリース	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	28,522
99 平成24年度和歌山北警察署庁舎耐震改修工事	平成25年度	(1年)	331,941
100 平成24年度放置車両確認事務委託	平成25年度	(1年)	30,075
101 平成24年度ボート競漕艇購入	自 平成24年度 至 平成25年度	(2年)	39,013
102 平成24年度体育施設整備(和歌山商業高校体育館建替)	平成25年度	(1年)	431,941
103 平成24年度体育施設整備(海南高校プール建替)	平成25年度	(1年)	167,137
104 平成24年度校舎等増改築(和歌山西北再編整備(寄宿舎新築他))	平成25年度	(1年)	373,292
105 平成24年度新設特別支援学校整備(校舎等新築他)	平成25年度	(1年)	1,347,633
106 平成24年度情報教育環境整備	自 平成25年度 至 平成29年度	(5年)	149,040
107 平成24年度土木施設災害復旧	平成25年度	(1年)	1,700,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 1,969,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	3,166,300	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	980,000			
公共農業農村事業	1,196,600			
公共災害関連事業	3,101,900			
公共治山事業	431,600			
公共治水事業	1,988,100			
公共水産基盤事業	689,100			
公共都市計画事業	6,168,900			
公共道路事業	13,947,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共空港事業	千円 2,600	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共砂防事業	603,000	以下同上	以下同上	以下同上
公営住宅建設事業	215,600			
過年補助災害復旧 事業	1,077,900			
現年補助災害復旧 事業	1,668,700			
過年直轄災害復旧 事業	65,000			
単独災害復旧事業	201,700			
緊急防災・減災事業	49,700			
社会福祉施設整備 事業	106,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	千円 917,800	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%: 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
半島振興道路整備 事業	1,105,800	以下同上	以下同上	以下同上
学校施設整備事業	1,446,400			
警察施設整備事業	1,292,400			
アスベスト対策	13,500			
自然公園等施設整備	36,800			
地方道路等整備事業	4,480,800			
河川等整備事業	685,400			
国体関連公園施設 整備	75,600			
総合庁舎管理	75,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模がけ崩れ対策	千円 130,700	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
都市再生事業	27,100	以下同上	以下同上	以下同上
地域活性化事業	55,600			
合併特例事業	1,466,000			
防災対策事業	2,337,900			
行政改革推進	1,800,000			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	600,000			
臨時財政対策	37,000,000			
退職手当	3,700,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方道路整備（貸付金）事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">1,200,000</p>	<p>(1)借入先 政府</p> <p>(2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合に より起債額の全 部又は一部を後 年度へ繰越して 起債することが できる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)第3条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成24年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算

平成24年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ879,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰入金		32,026 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	32,026
2 繰越金		73,155
	1 繰越金	73,155
3 諸収入		715,755
	1 県預金利息	5
	2 貸付金元利収入	535,314
	3 雑収入	180,436
4 県債		58,164
	1 県債	58,164
歳入	合計	879,100

(歲 出)

款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		879,100 ^{千円}
	1 農 業 費	133,484
	2 林 業 費	642,967
	3 水 產 業 費	102,649
歲 出	合 計	879,100

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">58,164</p>	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第19条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

平成24年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

平成24年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ852,685千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		118,536 ^{千円}
	1 繰越金	118,536
2 諸収入		734,149
	1 県預金利子	227
	2 貸付金元利収入	733,622
	3 雑収入	300
歳入	合計	852,685

(歲 出)		
款	項	金 額
1 商 工 費		852,685 ^{千円}
	1 中小企業振興資金助成費	852,685
歲 出	合 計	852,685

平成24年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成24年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ139,258千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		17,500 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	17,500
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		86,757
	1 県預金利子	3
	2 貸付金元利収入	86,746
	3 雑収入	8
4 県債		35,000
	1 県債	35,000
歳入	合計	139,258

(歳出)

款	項	金額
1 民 生 費		139,258 ^{千円}
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	139,258
歳 出	合 計	139,258

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 35,000	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項の規定による融資条件に従うものとする。

平成24年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

平成24年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,211千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰入金		49,646 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	49,646
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		252,564
	1 貸付金元利収入	152,381
	2 雑収入	100,183
歳入	合計	302,211

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		302,211 ^{千円}
	1 教 育 総 務 費	302,211
歳 出	合 計	302,211

平成24年度和歌山県職員住宅特別会計予算

平成24年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,660千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		225,591 ^{千円}
	1 財産運用収入	225,591
2 諸収入		69
	1 県預金利子	69
歳入	合計	225,660

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		225,660 <small>千円</small>
	1. 職 員 住 宅 管 理 費	225,660
歳 出	合 計	225,660

平成24年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

平成24年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,621,445千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 収益事業収入		12,020,620 ^{千円}
	1 収益事業収入	12,020,620
2 使用料及び手数料		355,724
	1 使用料	355,724
3 財産収入		3,857
	1 財産運用収入	3,856
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		80,229
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	80,228
6 繰入金		161,014
	1 基金繰入金	161,014
歳入	合計	12,621,445

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県 営 競 輪 特 別 事 業 費		12,620,445 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	12,620,445
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	12,621,445

平成24年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

平成24年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ675,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算 (歳 入)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		487,153 ^{千円}
	1 使 用 料	487,153
2 財 産 収 入		746
	1 財 産 運 用 収 入	745
	2 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		184,992
	1 一 般 会 計 繰 入 金	184,992
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2,790
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県 預 金 利 子	1
	3 雑 入	2,788
歳 入 合 計		675,682

(歲 出)		
款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		675,682 ^{千円}
	1 港 灣 施 設 管 理 費	675,682
歲	出 合 計	675,682

平成24年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算

平成24年度和歌山県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,551,304千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		441,804 ^{千円}
	1 負担金	441,804
2 使用料及び手数料		61
	1 使用料	61
3 国庫支出金		1,234,060
	1 国庫補助金	1,234,060
4 繰入金		764,833
	1 一般会計繰入金	764,833
5 諸収入		702,046
	1 雑収入	702,046
6 県債		408,500
	1 県債	408,500
歳入	合計	3,551,304

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		3,551,304 <small>千円</small>
	1 下 水 道 事 業 費	3,551,304
歳 出	合 計	3,551,304

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成24年度那賀浄化センター施設整備工事 送風機棟 機械設備	平成25年度 (1年)		278,000 ^{千円}
2 平成24年度伊都浄化センター施設整備工事 水処理施設7池 土木	平成25年度 (1年)		500,000
3 平成24年度那賀浄化センター施設整備工事 送風機棟 電気設備	平成25年度 (1年)		299,000
4 平成24年度伊都浄化センター施設整備工事 水処理施設6池 機械設備	平成25年度 (1年)		200,000
5 平成24年度伊都浄化センター施設整備工事 水処理施設6池 電気設備	平成25年度 (1年)		100,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 75,500	(1)借入先 政府、銀行 又はその他 (2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。 (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
紀の川中流流域下 水道事業	333,000	同 上	同 上	同 上

平成24年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

平成24年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,498,101千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 繰越金		275,523 ^{千円}
	1 繰越金	275,523
2 諸収入		1,222,578
	1 県預金利息	1
	2 貸付金元利収入	1,222,577
歳入	合計	1,498,101

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		1,498,101 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 費	1,498,101
歳 出	合 計	1,498,101

平成24年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算

平成24年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,995,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 証紙収入		1,994,999 ^{千円}
	1 証紙収入	1,994,999
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	1,995,000

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		1,995,000 <small>千円</small>
	1 繰 出 金	1,995,000
歳 出	合 計	1,995,000

平成24年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

平成24年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,410,812千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		2,927,539 ^{千円}
	1 財産売却収入	2,927,539
2 繰入金		17,089
	1 一般会計繰入金	17,089
3 諸収入		282,484
	1 貸付金元利収入	282,484
4 県債		183,700
	1 県債	183,700
歳入	合計	3,410,812

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		3,408,348 ^{千円}
	1 土木管理用地取得事業費	282,484
	2 道路橋りょう用地取得事業費	3,125,864
2 警 察 費		2,464
	1 警察管理用地取得事業費	2,464
歳 出	合 計	3,410,812

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀北西道路先行取得事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">183,700</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、県財政の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>

平成24年度和歌山県公債管理特別会計予算

平成24年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,614,788千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (歳入)

款	項	金額
1 財産収入		588 ^{千円}
	1 財産運用収入	588
2 繰入金		76,590,860
	1 一般会計繰入金	72,433,366
	2 特別会計繰入金	4,044,791
	3 基金繰入金	112,703
3 県債		16,023,340
	1 県債	16,023,340
歳入合計		92,614,788

(歲 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		92,614,788 ^{千円}
	1 公 債 費	92,614,788
歲 出	合 計	92,614,788

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>16,023,340</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。</p> <p>ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。</p>

平成24年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
精 神 病 床	300床	
(2) 年 間 患 者 数		
入 院 患 者	93,835人	
外 来 患 者	27,943人	
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院 患 者	257.1人	
外 来 患 者	114.1人	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		1,984,844千円
第1項 医 業 収 益		1,731,747千円
第2項 医 業 外 収 益		253,097千円
	支	出
第1款 病院事業費用		2,259,214千円
第1項 医 業 費 用		2,162,976千円
第2項 医 業 外 費 用		96,138千円
第3項 予 備 費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,476千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		328,925千円
第1項 企 業 債		61,300千円
第2項 他会計負担金		267,625千円
	支	出
第1款 資本的支出		342,401千円
第1項 建設改良費		78,306千円
第2項 企業債償還金		264,095千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

1,437,455千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、206,075千円と定める。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>精神科救急病棟施設整備事業</p> <p>医療機器整備事業</p>	<p style="text-align: center;">千円</p> <p>36,800</p> <p>24,500</p>	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。</p> <p>ただし、企業 財政その他の 都合により、 年限変更、 繰上償還又は 低利借換えす ることができる。</p>

平成24年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成24年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34箇所
(2) 年間総給水量	54,220,750m ³
(3) 1日平均給水量	148,550m ³
(4) 主要な建設改良事業費	
小原配水管布設替工事	31,562千円
新川橋水管橋改良工事	30,608千円
自家発電機盤取替及び発電機分解整備他工事	41,578千円
運転監視システム更新工事	64,202千円
海南配水タンク耐震工事	86,100千円
取水設備洗堀防止対策工事	129,307千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		669,338千円
第1項 営業収益		645,482千円
第2項 営業外収益		23,856千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		652,735千円
第1項 営業費用		631,998千円
第2項 営業外費用		15,736千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、建設改良積立金271,000千円、当年度分損益勘定留保資金190,487千円及び過年度分損益勘定留保資金10,269千円で補填するものとする。)

	支	出
第1款 資本的支出		471,756千円
第1項 建設改良費		461,756千円
第2項 予備費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1 小原配水管布設替工事	平成25年度(1年)	64,754千円
2 小原配水管布設替工事に伴う物件等補償費	平成25年度(1年)	9,625千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

177,956千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成24年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成24年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 34,500m²

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		840,540千円
第1項 営業収益		643,691千円
第2項 営業外収益		196,849千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		581,788千円
第1項 営業費用		476,634千円
第2項 営業外費用		105,154千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額811,572千円は、当年度分損益勘定留保資金379,149千円及び過年度分損益勘定留保資金432,423千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,175,000千円
第1項 企業債		2,175,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,986,572千円
第1項 土地造成費		111,572千円
第2項 企業債償還金		2,875,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、217,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 27,778千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,000千円である。

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>借換債</p> <p>御坊工業団地 (熊野)</p> <p>御坊工業団地</p> <p>西浜工業団地</p> <p>日高港工業団地</p>	<p>千円</p> <p>176,000</p> <p>651,000</p> <p>793,000</p> <p>555,000</p>	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成24年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>％</p> <p>5.0以内</p>	<p>公的資金につい ては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。</p> <p>ただし、企業財 政その他の都合に より、年限変更、 繰上償還又は低利 借換えすることが できる。</p>

和歌山県報

平成二十四年三月二十七日

号外二

別冊